

# 公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、野菜及び果実（以下「青果物」という。）の安定的な生産出荷の推進、青果物生産農家の経営の支援、青果物の生産から流通加工、需要の拡大等を図るための事業を実施し、地域経済の発展及び県内外の消費者の消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物の価格安定に係る補給金等の交付に関する事業
- (2) 青果物の安定生産及び出荷促進対策に関する事業
- (3) 青果物生産農家の経営支援対策に関する事業
- (4) 青果物等の需要の増進を図るための事業
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛媛県において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員

愛媛県内の地方公共団体及びその関係団体並びに愛媛県内に事務所を有する農業者の団体及び農業協同組合で、この協会の目的に賛同して入会したもの

- (2) 賛助会員

この協会の目的に賛同し、この協会の事業の推進を援助するために入会した団体又は個人

(会員の資格の取得)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、総会において別に定める入会及び退会に関する規程（以下「入会及び退会規程」という。）により入会申込書を提出するものとする。

- 2 入会は、入会及び退会規程に定めるところにより、理事会の承認を受け、

これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この協会の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。ただし、この協会の事業に関しこの協会と密接な協力関係にある団体で総会において特に必要と認めるものについては、会費等の納入を要しない。

2 この協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、入会及び退会規程で定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、この協会は、総会の開催日の1週間前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨をその会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の金額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 第7条の会費等の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、その開催日の1週間前までにその会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は代理人によってその議決権を行使することができる。

(報告の省略)

第19条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告が

あったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印するものとする。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 この協会に役員として、理事10名以上15名以内及び監事3名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事

実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

- 5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事並びに会員及び農業団体以外から選任された会計の専門家である監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関する必要な事項については、総会の決議により別に定めるものとする。

(運営委員)

第28条 この協会に、運営委員を置き、運営委員会を構成する。

- 2 運営委員は、会長が委嘱する。
- 3 運営委員会は、理事会が別に定めるところにより、会長の諮問に応じ業務の運営に関する事項を協議するものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算書類の承認
- (3) 業務方法書の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 前各号に定めるもののほか、協会の業務執行の決定  
(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、理事又は監事から会議の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印するものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の種別)

第37条 この協会の資産は、これを基本財産及びその他の財産とする。

(基本財産)

第38条 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附され、又は交付された財産
- (2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

- 2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管

理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(資産の管理)

第 39 条 この協会の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(寄託金の管理)

第 40 条 この協会は、この法人の基盤強化のため、寄託金を預かることができる。

2 公益財団法人中央果実協会からの寄託金は、他の基本財産と区分して管理しなければならない。

3 寄託金の管理及び処分の方法は、理事会の決議を得て総会の承認を要する。

(事業年度)

第 41 条 この協会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類については、定時総会に提出して報告するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類(以下「事業報告及び決算書類」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第 1 項の事業報告及び決算書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 業務の執行

(業務方法書)

第45条 第4条各号に掲げる事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。

2 業務方法書は、理事会の決議により定める。これを変更しようとする時も同様とする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この協会は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。



## 第10章 事務局

(設置等)

第50条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 前項以外の職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第12章 細 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この協会の最初の会長は岡本健治とする。
- 4 この協会の最初の副会長は篠原實とする。
- 5 この協会の最初の専務理事は諏訪玄とする。
- 6 この協会の最初の理事・監事は次のとおり。

理事：森 寛敬、岡本健治、諏訪 玄、豊田明夫、田坂 實、菅野幸雄、  
梶谷昭伸、田中治志、鈴木俊広、明比卓志、庄司 求、飯田観治、  
篠原 實、林 正照、喜安 晃

監事：黒田義人、森 映一